

## ○勤務条件に関する措置の要求及び審査の手続きに関する規則

制 定 平 23. 3. 25 規則 5

(この規則の目的)

**第 1 条** この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 48 条の規定に基づき、職員の勤務条件に関する措置の要求及び審査、判定の手續並びに審査、判定の結果執るべき措置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務条件に関する措置の要求の手續)

**第 2 条** 職員が個別的に、法第 46 条の規定により勤務条件に関する措置の要求（以下「要求」という。）をしようとするときは、これを書面でしなければならない。

2 前項の書面（以下「要求書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載し、要求を行う職員（以下「要求者」という。）が記名押印して、正副各 1 通を記録その他の適切な資料とともに、公平委員会に提出しなければならない。

- (1) 要求者の氏名、住所及び職
- (2) 要求事項
- (3) 要求の理由
- (4) 要求事項についてすでに管理者と交渉（法第 55 条第 11 項の規定による不満の表明又は意見の申出を含む。以下同じ。）を行った場合には、その経過の概要

(要求書の調査等)

**第 3 条** 要求書が提出された場合には、公平委員会は、要求者の資格、要求事項等に関し調査し、その要求を受理するかどうかについて決定を行わなければならない。

2 公平委員会は、前項の決定を行う前に、要求者に対して要求事項について管理者と交渉を行うようにすすめることができる。

(要求の却下の通知)

**第4条** 公平委員会は、要求を却下すべきものと決定した場合には、その旨を要求者に通知するとともに、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号。以下「行訴法」という。）第46条第1項に規定する教示に関する事項を記載した書面を送付するものとする。

（審査）

**第5条** 公平委員会は、事案の審査のため、必要があると認めるときは、要求者、管理者その他の関係者の出頭を求めてその陳述を聴き、これらの者に対し、資料の提出を求め、その他必要な事実調査を行うことができる。

2 公平委員会は、事案の審査のため、必要があると認めるときは、証人を呼び出してその証言を求め、又は証人に対し、口頭による証言にかえて、口述書を提出させることができる。

（審査の指揮等）

**第6条** 不利益処分の審査に関する規則第6条の2の規定は、勤務条件に関する措置の要求の審査の場合に準用する。

（要求の取下）

**第7条** 要求者は、公平委員会が判定を行うまでの間は、何時でも、要求の全部又は一部を取り下げることができる。

（審査の打切）

**第8条** 公平委員会は、次の各号に掲げる場合においては、事案の審査を打ち切ることができる。

(1) 要求者の死亡、所在不明等により事案の審査を継続することができなくなったと認める場合

(2) 関係当事者間における交渉等により事案の解決した場合

(3) 要求の理由の消滅等により事案の審査を継続する必要性がなくなると認める場合

（判定）

**第9条** 公平委員会は、審査を終了したときは、すみやかに、判定を行い、これを書面に作成して、要求者及び必要があると認めるときは、管理者に送付しなければならない。この場合において、要求者には、行訴法第46条第1項に規定する教示に関する事項を記載した書面を併せて送付するも

のとする。

(勧告)

**第 10 条** 公平委員会は、判定の結果必要があると認めるときは、管理者に対し、書面で勧告しなければならない。この場合においては、その書面の写を要求者に送付するものとする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。